互助会解散にともなう福岡県診療放射線技師会の年会費変更について

2019年3月1日　ＦＡＲＴ会長　中村泰彦

互助会理事長　新開英秀

　会員の皆様におかれましては、平素より本会事業にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

　さて、今から58年前の1961年に福岡県放射線技師会では、相互扶助の精神に則り、会員の団結をはかり、共済を行うことを目的として、互助会を設立し、結婚祝金や病気見舞金等の給付事業を行ってきました。

　その後、2012年に公益社団法人福岡県診療放射線技師会（ＦＡＲＴ）に移行する際に、互助会はＦＡＲＴとは別の任意団体であることを明確にし、運営を行ってきました。しかし、事務手続き上の理由から、互助会の年会費は、ＦＡＲＴの年会費および地区技師会の年会費と合算して一括で請求をし、支払いをお願いしていた事は、会員諸氏もご理解いただいていることと存じます。

　長い歴史を持つ互助会ですが、ＦＡＲＴで給付事業を行う準備が整ったため、その役割に終止符を打ち、2018年度末をもって解散することが、2018年5月11日に行われた互助会総会で決定しました。2019年度以降は、今まで互助会で行ってきた給付事業をＦＡＲＴが行うこととなります。

　給付事業を安定して継続するためには、従来の互助会年会費と同額の会員一人あたり500円（年額）の負担が必要であると試算しております。その為、ＦＡＲＴ年会費の変更を行いたいと考えておりますが、ＦＡＲＴ代議員総会での決議が必要となるため、2020年度年会費からの変更を予定しております。

　従いまして、2019年度および2020年度以降の会費が、以下の通り変動することになりますので、お知らせいたします。

　会員諸氏には、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんが、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度以降（予定） |
| ＦＡＲＴ年会費 | 7,500円 | 7,500円 | 8,000円 |
| 互助会年会費 | 500円 | 無し（解散のため） | 無し（解散のため） |
| 地区技師会年会費 | 福岡地区：1,200円その他地区：2,000円 | 福岡地区：1,000円その他地区：2,000円 | 福岡地区：1,000円その他地区：2,000円 |
| 合計請求額 | 福岡地区：9,200円その他地区：10,000円 | 福岡地区：8,500円その他地区：9,500円 | 福岡地区：9,000円その他地区：10,000円 |

注）地区技師会は、福岡県診療放射線技師会とは別組織であり、その年会費は、それぞれの地区技師会で独自に決められています。

　福岡県診療放射線技師会は、各地区技師会と協力して事業を行う場合があるため、地区年会費の徴収を一括して行い、各地区へ送金する事務手続きを行っています。